

事業主様

全国土木建築国民健康保険組合  
(公印省略)

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準の変更及び  
短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に  
伴う本組合の事務取扱いについて

本組合の事業運営については、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、「年金制度の機能強化のための国民年金保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」の一部が令和4年10月1日から施行されることに伴い、健康保険・厚生年金保険において、①被保険者資格の取得基準、②短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用に係る取扱いが変更することとなります。

つきましては、本組合の事務取扱いを下記のとおり定めましたのでご案内申しあげます。

記

1 被保険者資格の取得基準の変更【全事業主が対象】

(1) 当初の雇用期間が2か月以内であっても、当該事業所の通常の組合員と比較して1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が4分の3（以下「4分の3基準」といいます。）を満たす者が、次のいずれかに該当するときは雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険の適用対象となるため、組合員加入届の提出が必要となります。

ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、又は「更新される場合がある旨」が明示されている場合

イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

(2) 法施行日において、すでに2か月以内の雇用契約を締結している者であって、「4分の3基準」を満たす者が、「(1)」の「ア」又は「イ」に該当するときは組合員加入届の提出が必要となります。

なお、加入年月日は令和4年10月1日となります。

2 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用【特定適用事業所が対象】

(1) 特定適用事業所

ア 「特定適用事業所」の要件である従業員数が「常時100人を超える場合」に改正されます。

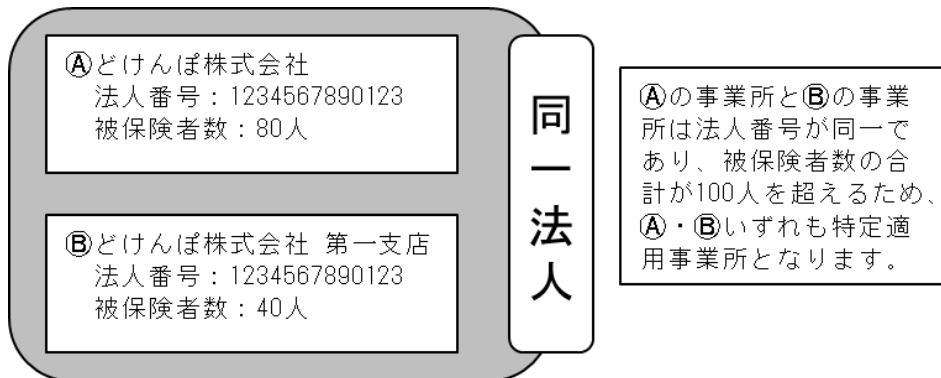
なお、具体的な要件は次のとおりです。

(ア) 同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される従業員の総数となります。  
(下図を参照)

(イ) 基準となる従業員数は、現在の厚生年金保険の適用対象者となります。そのため、特定適用事業所に該当したことにより、厚生年金の被保険者となる短時間労働者及び70歳以上で健康保険のみに加入している者は従業員数に含みません。

(ウ) 従業員数が常時 100 人を超える状態とは、従業員数が 12 か月のうち、6 か月以上 100 人を超えることが見込まれる状態をいいます。

◎法人番号が同じ事業所のグループのイメージ



イ 特定適用事業所に該当（非該当）した場合の手続等は次のとおりです。

(ア) 法施行日において、特定適用事業所に該当する場合

a 令和 4 年 10 月に日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」（以下「該当通知書」といいます。）が送付されます。

なお、該当通知書は同一の法人番号を有する支店等に対しても送付されます。

b 該当通知書が送付された事業所（本組合の事業所記号をもっている支店等を含みます。）においては、本通知に同封している「[加入申込書記載事項変更届](#)」（以下「変更届」といいます。）（別添 1）に該当通知書の写しを添付のうえ、管轄の組合事務所（以下「組合」といいます。）に提出してください。

なお、変更届の記載に当たっては、「社会保険の適用状況等」、「短時間労働者の適用拡大」欄の「1 該当」に○を付すとともに、「変更年月日」を令和 4 年 10 月 1 日としてください。

(イ) 法施行日後、特定適用事業所に該当する場合

a 日本年金機構に提出する「特定適用事業所該当届」の写しを変更届に添付のうえ、組合に提出してください。

なお、変更年月日は特定適用事業所に該当した日を記載してください。

b 後日、日本年金機構から該当通知書が送付されたときは、その写しを組合に提出してください。

(ウ) 特定適用事業所の要件を満たさなくなった場合

従業員数の減少により特定適用事業所の要件を満たさなくなった場合であっても、事業主から日本年金機構へ「特定適用事業所不該当届」（以下「不該当届」といいます。）を提出しない限り、引き続き特定適用事業所として取り扱われることとなります。そのため、事業主が特定適用事業所でなくなることを希望するときは、次によります。

a 日本年金機構に不該当届を提出するとともに、組合に変更届を提出してください。なお、変更届には不該当届の写しを添付してください。

b 後日、日本年金機構から不該当に係る通知書が送付されたときは、その写しを組合に提出してください。

(2) 短時間労働者

ア 従来の短時間労働者の適用要件である「勤務期間が 1 年以上見込まれること」が撤廃され、特定適用事業所に雇用される者のうち、雇用期間の見込みが 2 か月を超え、かつ、4 分の 3 基準を満たさない者が、次の全てに該当するときは短時間労働者となり、健康保険・厚生年金の適用対象となります。

なお、4 分の 3 基準を満たす者は、通常の組合員として加入することとなります。

- (ア) 週労働時間 20 時間以上
  - (イ) 月額賃金 8.8 万円以上
  - (ウ) 学生でないこと
- イ 法施行日において短時間労働者に該当する者については、組合員加入届の提出が必要となります。(加入届の作成に当たっては、備考欄の「短時間労働者」にチェックを入れてください。)
- なお、加入年月日は令和 4 年 10 月 1 日となります。
- ウ 法施行日後に短時間労働者に該当（非該当）した場合の取扱いは、次のとおりとなります。
- (ア) 特定適用事業所に使用される常用労働者である組合員が雇用形態の変更により、短時間労働者に該当することとなったときは、「[短時間労働者該当届](#)」(別添 2) を組合に提出してください。
  - (イ) 短時間労働者である組合員が雇用形態の変更により、4 分の 3 基準を満たす者となったときは、常用労働者として取り扱うこととなりますので、「短時間労働者不該当届」を組合に提出してください。
  - (ウ) 「ア」及び「イ」いずれの場合においても日本年金機構に「被保険者区分変更届」を提出することとなりますので、後日、日本年金機構から事業主に対し区分変更に係る決定通知書が送付されたときは、その写しを組合に提出してください。

### 3 留意事項

- (1) 組合に対し特定適用事業所の届出を行っていない場合は、当該事業所の短時間労働者に係る加入届の処理はできません。
- (2) 特定適用事業所不該当に係る変更届を提出したときは、当該事業所に属する短時間労働者に係る脱退届の提出が必要となります。
- (3) 従業員数が 100 人以下の事業所が労使合意により、年金事務所に申し出て「任意特定適用事業所」となった場合の取扱いについては、特定適用事業所と同様となります。

### 4 参考

特定適用事業所及び短時間労働者に係る要件について、次表のとおりとりまとめましたので参考としてください。

	平成 28 年 10～ (現 行)	令和 4 年 10 月～ (改 正)	令和 6 年 10 月～ (改 正)
従業員数	常時 500 人超	常時 100 人超	常時 50 人超
勤務期間	継続して 1 年以上 使用される見込み	継続して 2 か月を超えて使用される見込み	
労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上		
賃 金	月額 88,000 円以上		
適用除外	学生でないこと		

※ご不明な点がございましたら、管轄の組合事務所までお問い合わせください。

関東事務所 加入課 T E L 03-5210-4383

関西事務所 事務課 T E L 06-6941-6515